



日田市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：

指定管理者名	島内振興協議会
対象業務	島内休憩所管理運営業務
対象施設	島内休憩所
所管課	都市整備課

令和3年1月14日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 井上 正一郎

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

目 次

1	監査の対象	1
2	監査の期間	1
3	監査の場所	1
4	監査の範囲	1
5	監査の方法及び着眼点	1
6	監査の結果	2
	(1) まえがき	2
	(2) 指定管理者の概要	2
	(3) 指定管理業務の内容	2
	(4) 指定管理期間	2
	(5) 令和元年度の指定管理料	2
	(6) 令和元年度の収支状況	2
	(7) 事業の執行状況	2
	(8) 監査結果による意見	3

1 監査の対象

令和2年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から、事業の内容及び委託料の金額等を勘案して次のとおり監査対象を抽出。

指定管理者名	島内振興協議会
対象業務	島内休憩所管理運營業務
対象施設	島内休憩所
所管課	都市整備課

2 監査の期間

令和2年12月2日から令和3年1月4日まで

3 監査の場所

監査委員事務局、島内休憩所

4 監査の範囲

令和元年度における公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行状況

5 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、所管課からの事情聴取などの方法で実施

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・ 施設は関係法令等の定めるところにより、適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか

6 監査の結果

(1) まえがき

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されている。今後も引き続き適正な事務処理に努めるよう希望するものである。

(2) 指定管理者の概要

名称・代表者	島内振興協議会 会長 高瀬 剛
所在地	日田市大字庄手 174 番地
設立年月日	平成 2 年 9 月 7 日
目的	地区内（中ノ島町、日ノ隈町、中釣町、亀川町）の総合的振興を図るため、地区民の親睦と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) 指定管理業務の内容

島内休憩所の管理運営に関する業務

(4) 指定管理期間

平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

(5) 令和元年度の指定管理料

217,000 円

(6) 令和元年度の収支状況

(円)

収 入		支 出	
指定管理委託料	217,000	人件費	10,540
前年度繰越金	44,331	管理費	157,646
合 計	261,331	合 計	168,186

(注) 収入及び支出の項目並びに金額は、指定管理者から提出された事業報告書記載の収支状況による

(7) 事業の執行状況

島内振興協議会は、中ノ島町、日ノ隈町、中釣町、亀川町の島内地区内の住民によって組織され、地区内の総合的振興を図るため、地区民の親睦と福祉の増進に寄与することを目的として平成 2 年 9 月に設立された団体である。

協議会では、島内休憩所の管理運営のほか、亀山公園桜まつり、マレットゴルフ大会、亀山公園紅葉ウォーキングの開催など、地域住民の交流事業にも取り組んでいる。

島内休憩所は、平成 19 年 1 月に島内振興協議会の善意により市へ寄贈されたもので、「島内休憩所の設置及び管理に関する条例」及び「島内休憩所の設置及び管理に関する条例施

行規則」が平成 19 年 7 月 1 日に施行され、同日付けで島内振興協議会を指定管理者として協定を締結し、地域産業の振興と文化の展示を行い、市民にふれあいと交流の休憩の場を提供し、地域の発展と活性化に資することを目的とし、今日まで施設の管理・運営を行っている。

業務の内容は、施設の利用や自主事業に関すること、利用者への対応など施設の運営に関する業務、施設及び設備等の保守点検・修繕、備品等の管理など休憩所の施設及び設備等の維持管理に関する業務などを行っており、令和元年度は開館日数 312 日で延べ 1,341 人の来館者が訪れている。

来館者については現在のところ、休憩を目的とする方や協議会での利用が主なものであることから、今後は独自事業の開催や催事事業の誘致など、施設の設置目的を効果的に達成する取り組みによって、十分な活用が図られるよう期待する。

なお、現地監査において、施設の管理状況を確認したところ、清掃や整理整頓が行き届いており、日常の適切な管理の状況がうかがわれた。

(8) 監査結果による意見

指摘なし